

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県学校給食会（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 通勤手当とは、常勤役員が通勤のため要する経費をいう。
- (7) 費用とは、報酬等及び通勤手当以外で、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は、別表第1に定める年度総額の範囲内において、月額で支給することができる。その支給日等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする公益財団法人栃木県学校給食会給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表第2及び第3に定める年度総額の範囲内において、理事会又は評議員会への出席等の都度、日額で支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第1に定める報酬月額の範囲内で、評議員会において定めるものとする。

- 2 使用人を兼ねる理事の報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬日額は、別表第2に定める定額とする。
- 4 評議員の報酬日額は、別表第3に定める定額とする。
- 5 前述の第3項及び第4項の規定は、非常勤役員及び評議員が栃木県職員又は市町村職員である場合には適用しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金及び積立金等を控除して支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本人死亡の場合の報酬等は、その遺族に支給する。

(通勤手当)

第6条 この法人は、常勤役員に対してその通勤の実態に応じた通勤手当を支給し、その額は給与規程第12条の規定を準用する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 職務の執行に当って、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。

## 別表

### 第1 常勤役員の報酬

役職名	報酬月額	年度総額
理事長	432,000円	5,181,000円

報酬月額及び年度総額に賞与等諸手当相当分を含む。

使用人を兼ねた理事の定年退職後の報酬月額及び年度総額は、理事長に準ずる。

### 第2 非常勤役員の報酬

役職名	報酬日額（1人当たり）	年度総額（合計）
理事	13,000円	780,000円
監事	50,000円	350,000円

監事の報酬日額については、公認会計士以外の監事の報酬日額は理事と同額とする。

### 第3 評議員の報酬

役職名	報酬日額（1人当たり）	年度総額（合計）
評議員	13,000円	780,000円